

米国のインフレ再燃リスクを考える

～住居費インフレの鈍化が抑制役となろう～

ポイント① 米インフレはサービス価格がカギ

9月の米雇用統計など、足元では市場予想よりも強めの米経済指標の発表が続いています。米景気後退に対する懸念が和らぐ一方、強い経済はインフレリスクを連想させる面があります。例えば、インフレが再燃して米政策金利が高止まりする、といった展開はこの先のリスクシナリオとして考えられます。

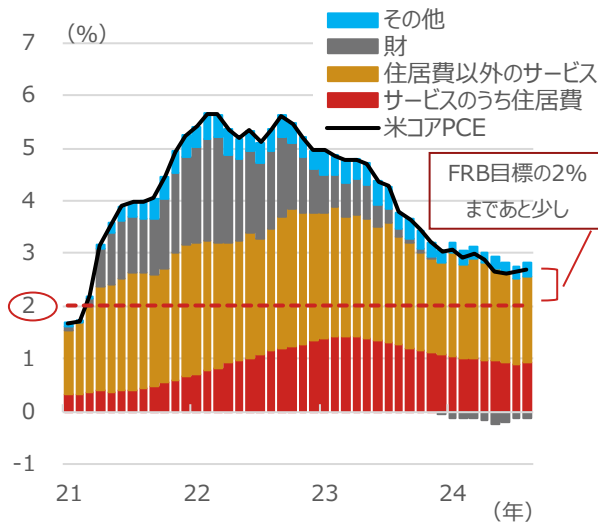
インフレ指標について、FRB（米連邦準備制度理事会）が重視するコアPCE価格指数（以下、コアPCE）の直近8月分を確認すると、前年同月比+2.7%であり、そのほとんどがサービスによってもたらされています。更にサービスの内訳を見ると、3-4割程度が「住居費」の上昇によるものです。

ポイント② 住居費は今後インフレ抑制要因に

この「住居費」は、米不動産データベース運営企業のZillow社が作成する「Zillow家賃指数」にやや遅れて連動する傾向があります。この「Zillow家賃指数」の前年同月比を確認すると、既に大きく鈍化しており、直近値はコロナ禍前（2017-19年）の平均を0.7%ポイント下回っています。

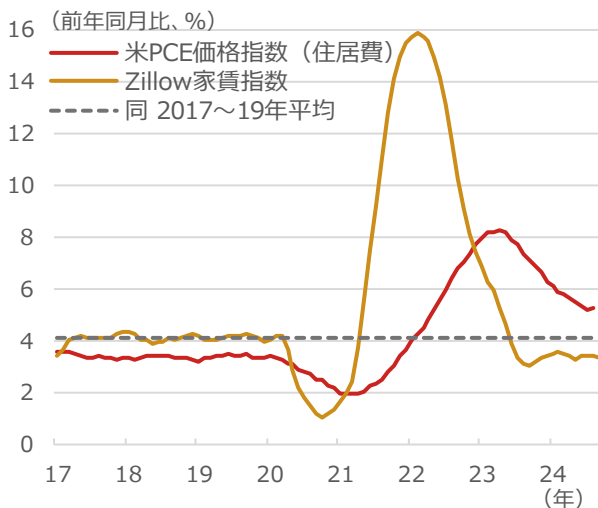
仮に、「住居費」の前年同月比も同様に鈍化する（コロナ禍前平均 - 0.7%ポイント）と想定すると、コアPCEを0.5%ポイント程度押し下げると計算されます。他の項目の寄与度が直近分から変わらなかった場合、コアPCEの前年同月比は+2.2%まで鈍化することになります。あくまで試算値ではありますが、先行指標を踏まえ、「住居費」のインフレ率の縮小自体はそれなりに確度が高いと思われます。今後、米国のインフレを抑制する要因になるでしょう。

米コアPCE（個人消費支出）価格指数（前年同月比）と主な項目別寄与度



期間：2021年1月～2024年8月、月次
(出所) Bloombergより野村アセットマネジメント作成

米PCE価格指数（住居費）とZillow家賃指数



期間：（米PCE価格指数（住居費））2017年1月～2024年8月、月次
（Zillow家賃指数）2017年1月～2024年9月、月次
(出所) Bloombergより野村アセットマネジメント作成

重要イベント

- 10月31日 米PCE価格指数（9月）
- 11月6-7日 FOMC（米連邦公開市場委員会）

当資料は、投資環境に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したご参考資料です。投資勧誘を目的とした資料ではありません。当資料は市場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に示された意見等は、当資料作成日現在の当社の見解であり、事前の連絡なしに変更される事があります。なお、当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆ないし保証するものではありません。投資に関する決定は、お客様ご自身でご判断なさるようお願いいたします。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡します投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。

野村アセットマネジメントからのお知らせ

■ ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

■ 投資信託に係る費用について

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2024年10月現在

ご購入時手数料 《上限3.85%（税込み）》	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。 投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。
運用管理費用（信託報酬） 《上限2.222%（税込み）》	投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 《上限0.5%》	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。